

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中種子町長 田淵川 寿広

市町村名 (市町村コード)	中種子町 (465011)
地域名 (地域内農業集落名)	増田地区 (二十番・池之平・秋佐野・戸畑・向井町・中之町・郡原・古房)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は、農業従事者の高齢化や後継者及び担い手不足により、農家数は減少傾向である。中心経営体となる認定農業者は多く、当地区を拠点とする法人もある。しかし農地に関しては、基盤整備を行ってから数十年経つ小区画農地もあり、大型機械に向かない農地や、表土が流出した農地も見受けられる。高齢化により現状維持の意向を持った農業従事者が多い。また、さとうきびの収穫作業を種子島農業公社等に委託を進めているが、人員不足等により作業受託も厳しく、各生産組合も高齢化や人員不足等により作業受託は限界にきている。今後も耕作を継続しようとしているが、年々、農地保全が厳しく、担い手や後継者の確保が大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

さとうきびと原料用甘藷、水稻を基本とし、ブロッコリーやばれいしょ等の産地拡大を図るとともに、収益性の高い作物の導入も検討していく。また、肉用牛・乳用牛の飼料用作物の生産による土地利用も図る。現状では、地域内の中心経営体(認定農業者・農業法人等)が耕作している農地が多いので、今後の地域農業を担う中心経営体(認定農業者等)へ条件の合う農地は集積していき、地域全体で支える仕組み作りを目標とする。また、兼業農家ではあるが、将来的に中心経営体になると思われる農家には農地を徐々に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	684.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	580.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、その区域と住宅地との間にある農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者の高齢化により離農が予想される。集落での話し合いを基本に、地域内外の担い手や希望者を中心に農地の集積を図る。また、農業委員や農地利用最適化推進委員とも連携を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者に貸し付ける意向がある農地は、積極的に農業法人や規模拡大のある担い手等へ集積・集約化を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
県営事業を活用し、農地の土層改良や基盤整備、農道整備等を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の新規就農者の受け入れや地域外から多様な経営体を募り、県・JA等の関係機関をはじめ、農業の豊富な経験を持つ認定農業者・指導農業者等と連携しながら新たな担い手の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、さとうきびの収穫作業においては、種子島農業公社等へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害対策は集落内での話し合いを行い、必要となれば侵入防止柵等の必要な措置(電気柵等)に取り組むとともに、町鳥獣被害対策協議会と連携し、捕獲に取り組む。
最先端技術の情報収集を行い、省力化・生産物の品質向上をめざし、スマート農業の導入を検討していく。
品質の高い果樹栽培に取り組む。
多面的機能交付金を活用し、農道や水路等の保全及び管理を行う。
生産した飼料作物(WCS)は、畜産農家に供給していく。
担い手の営農状況等を考慮の上、農業用施設の設置を行う。